

【社会福祉法人】

(別紙)

(社会福祉協議会、岩手県視覚障害者福祉協会、公益財団法人岩手県予防医学協会、公益財団法人岩手県対がん協会の所有は別要件)

- 1 社会福祉法第2条第2項第1号から第6号に掲げる事業を行う社会福祉法人が所有する自動車で
直接その本来の事業の用に供するもの
(改正前の社会福祉法第2条第2項第4号又は第5号に掲げる事業に相当する事業を含む)

| | | | 確認書類 | | |
|--|---|---|------|----------|----------|
| | | | 定款 | 事業 計画 | 指定 通知 |
| 第1号 | 生活保護法 | 救護施設を経営する事業 | | | |
| | | 更正施設その他生活困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業 | | | |
| | | 生活困難者に対して助葬を行う事業 | | | |
| 第2号 | 児童福祉法 | 乳児院を経営する事業 | | | |
| | | 母子生活支援施設を経営する事業 | | | |
| | | 児童養護施設を経営する事業 | | | |
| | | 障害児入所施設を経営する事業 | | | |
| | | 児童心理治療施設を経営する事業 | | | |
| | | 児童自立支援施設を経営する事業 | | | |
| 第3号 | 老人福祉法 | 養護老人ホームを経営する事業 | | 2① | |
| | | 特別養護老人ホームを経営する事業 | | | |
| | | 軽費老人ホームを経営する事業 | | | |
| 第4号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 障害者支援施設を経営する事業 | | ※1 | |
| 第6号 | 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 | 女性自立支援施設を経営する事業 | | | |
| 旧法第4号・第5号 (社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業のうちの右記) | 障害福祉サービス事業 (すべて通所に係るもの) ※指定障害福祉サービス事業所の指定に係る「指定通知書」に記載の障害福祉サービスの種類より確認。 | 生活介護 | | | |
| | | 自立訓練 | | | |
| | | 就労移行支援 | | | |
| | | 就労継続支援 | | | |

- 2 児童福祉法第34条の3第2項の規定に基づく下記の障害児通所支援事業等を行う社会福祉法人が所有する自動車で直接その本来の事業の用に供するもの

| | | | 確認書類 | | |
|------------|------------|------------|------|--|----------|
| | | | 定款 | 事業 計画 | 指定 通知 |
| 障害児通所支援事業等 | 第6条の2の2第2項 | 児童発達支援 | | チ ヤ 除 系 会 1 フ る 福 ト 口 課 社 2 1 税 法 ③ 免 人 | |
| | 第6条の2の2第3項 | 放課後等デイサービス | | | |

- ◎ 「直接その本来の事業の用に供するもの」とは

主として上記事業施設に係る入所者又は通所者の援護、育成又は更生等のために使用する自動車を指す。

- 上記事業施設に係る入所者又は通所者を乗せて通学、通所、通院または生活・作業訓練等のために運行すること。
- 上記事業施設に係る入所者又は通所者が同乗していない場合や、事務用に使用する場合は含まれない。